

## 中分類 33 — 第一次金屬製造業

この中分類は、鑛石、ピツク、金屬屑、鐵屑から鐵及び非鐵金屬を製煉及び精鍊する事業所、鐵及び非鐵金屬の合金製造及び伸線、壓延に従事する事業所、鐵及び非金屬の鑄造鍛造及びその他の第一次製品製造に従事する事業所をいう。

小分類 細分類  
番 號 番 號

### 331 製鐵製鋼及び壓延業

#### 3311 熔鑪を持つた製鋼及び壓延業。

主として熔鑪から鉄鐵を製造する事業所で、鉄鐵、鉄屑及び鋼屑から鋼塊を製造し、更に鐵及び鋼を熱間壓延により厚板、薄板、線材、棒鋼、鐵線、鋼管等の一次製品を製造する事業所をいう。

○製鐵業（熔鑪を持つもの）；製鋼業（熔鑪を持つもの）；鐵鋼壓延製品製造業（熔鑪を持つもの）；特殊鋼製造業（熔鑪を持つもの）；鋼管製造業（熔鑪を持つもの）。

#### 3312 熔鑪を持たない製鋼及び壓延業

主として鉄鐵、鉄屑及び鋼屑から鋼塊を製造し、鐵及び鋼を熱間壓延により厚板、薄板、帶鋼、線材、棒鋼、鐵線、鋼管等の第一次製品を製造する事業所をいう。

○製鐵業（熔鑪を持たないもの）；製鋼業（熔鑪を持たないもの）；鐵鋼壓延製品製造業（熔鑪を持たないもの）；特殊鋼製造業（熔鑪を持たないもの）；鋼管製造業（熔鑪を持たないもの）。

#### 3313 電氣鉄鐵製造業

主として電氣炉による鉄鐵製造に従事する事業所をいう。

○製鐵業（電氣炉によるもの）；電氣鉄鐵製造業。

#### 3314 合金鐵製造業

主として合金鐵製造に従事する事業所をいう。

○フェロアロイ製造業；スปีゲル鐵製造業。

#### 3319 他に分類されない製鍊業

主として木炭熔鑪、回轉炉のような他に分類されない炉で、鉄鐵あるいは原鐵製造に従事する事業所をいう。

○原鐵製造業；純鐵製造業；電解鐵製造業；海綿鐵製造業；粒鐵製造業。

### 332 鐵鋼鑄造業

#### 3321 鼠鉄鑄物製造業

中分類33—第一次金屬製造業

- 主として炭鉄鑄物製造に従事する事業所（炭鉄管製造を含む）をいう  
 ○鑄物製造業（炭鉄のもの）；炭鉄管製造業
- 3322 可鍛炭鉄鑄物製造業  
 主として可鍛炭鉄鑄物製造に従事する事業所をいう。  
 ○鑄物製造業（可鍛炭鉄のもの）；合金可鍛炭鉄鑄物製造業
- 3323 鑄鋼物製造業  
 主として鑄鋼物の製造に従事する事業所をいう。  
 ○鑄鋼品製造業
- 333 その他の鑄鋼第一次製品製造業
- 3331 鐵鋼鍛造業  
 主として落下錘、スチームハンマー及びプレスで鍛鋼品製造に従事する事業所（型鍛造を含む）をいう。壓延工場で鍛鋼品を製造しているものは小分類331に分類される。  
 ○鍛鋼品製造業；型鍛造業  
 ×鍛鋼品製造業（壓延工場によるもの）。
- 3332 鐵鋼伸線業  
 主として線材棒鋼を購入して線引に従事する事業所をいい、更に、その線から第二次製品製造を行う事業所も含む。壓延業の事業所であつて鐵線類を製造しているものは小分類331—製鐵、製鋼及び壓延業に分類される。  
 ○鐵線製造業（購入した鐵材によるもの）；針金製造業（購入した鐵材によるもの）；鐵線切斷業（購入した材料によるもの）；有刺鐵線製造業（伸線の一貫作業によるもの）；鋼線製造業。  
 ×鐵線製造業（製鐵、製鋼壓延の一貫作業によるもの）。
- 3339 他に分類されない鐵鋼第一次製品製造業  
 主として磨帶鋼（剃刀用帶鋼を含む）磨鋼板、磨棒鋼、鐵粉、薄片その他の鐵鋼第一次製品を製造する事業所で他に分類されないものをいう。鋼材の熱處理を業とする事業所もこの分類に含まれる。  
 ○磨棒鋼製造業；磨鋼板磨帶鋼製造業；磨鋼管製造業；鐵粉製造業；鐵鋼焼入處理業；冷間加工鐵製品製造業。
- 334 非鐵金屬の第一次製煉及び精鍊業
- 3341 銅の第一次製煉及び精鍊業  
 主として鑛石から銅を製煉し、電解法その他の方法で精鍊する作業に従事する事業所をいう。この事業所の主な製品はブロック、スラブ、ピッグ、アノード、インゴット及びバーである。主として銅の壓延伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類3361に分類される。  
 ○銅製造業（主として鑛石から製造するもの）；電氣銅製造業（主として鑛石から製造するもの）  
 ×銅壓延、伸線業；銅合金製造業。
- 3342 鉛の第一次製煉及び精鍊業  
 主として鑛石から鉛を製煉し、種々の方法でこれを精鍊する作業に従事する事業所をいう。主な製品は鉛のブロック、スラブ、インゴットである。主として鉛の

中分類33—第一次金屬製造業

壓延伸線及び合金製造に従事している事業所は細分類 3369 に分類される。

- 鉛製造業（主として鑛石から製造するもの）；鉛製煉業
- ×鉛壓延伸線業；鉛合金製造業。

3343 亜鉛の第一次製煉及び精錬業

主として鑛石から亜鉛を製煉し、種々の方法でこれを精錬する作業に従事する事業所をいう。その主な製品は亜鉛のブロック、スラブ、スベクター、ピッグ及びインゴットである。主として亜鉛の壓延伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類 3369 に分類される。

- 亜鉛製造業（主として鑛石から製造するもの）；亜鉛製煉業
- ×亜鉛壓延伸線業；亜鉛合金製造業。

3344 アルミニウムの第一次精錬業

主としてアルミナあるいは鑛石からアルミニウムを精錬する作業に従事する事業所をいう。その主な製品はアルミニウムのブロック、スラブ、ピッグ及びインゴットである。主としてアルミニウムの壓延伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類 3362 に分類される。

- アルミニウム製造業（主としてアルミナ又は鑛石から製造する）；アルミニウム製煉業
- ×アルミニウム壓延、伸線業；アルミニウム合金製造業。

3349 他に分類されない非鐵金屬の第一次製煉及び精錬業

主として金、銀、白金、イリジウム、マグネシウム、コバルト、ニッケル、錫及びアンチモン等、他に分類されない非鐵金屬の製煉及び精錬に従事する事業所をいう。

主としてこれらの非鐵金屬の壓延、伸線及び合金製造に従事する事業所は細分類3369に分類され、山元で行われる金銀地金の生産は大分類D—鑛業に分類される。

- イリジウム第一次製煉、精錬業；金銀一次製煉、精錬業；アンチモン第一次製煉精錬業；ニッケル第一次製煉、精錬業；マグネシウム第一次製煉、精錬業
- ×貴金屬合金製造業；錫合金製造業；ニッケル合金製造業；特殊合金製造業；金銀地金製造業（山元で行われるもの）。

335 非鐵金屬及びその合金の第二次製煉及び精錬業

3351 アルミニウム及びその合金の第二次精錬及び精錬業

主としてアルミ屑及びドロスからアルミニウム及びその合金の再生に従事している工場、更にそれ以上の製造作業に従事していない事業所をいう。

- アルミニウム再生業（アルミ屑、ドロスから地金を製造するもの）；アルミニ

中分類33—第一次金屬製造業

ウム合金再生業（地金を製造するもの）。

3352 鉛の第二次製煉及び精錬業

主として鉛の屑及びドロスから鉛を再生する作業に従事する事業所をいう。

○鉛再生業（屑，ドロスから鉛地金を製造するもの）。

3359 他に分類されない非鐵金屬及び合金の第二次製煉及び精錬業。

主として他に分類されない非鐵金屬及び合金の再生に従事する事業所をいう。  
二次的製煉，精錬で錫を再生している錫回収工場は，この分類に入るが，主として錫を目的とせず，化學的方法で罐から錫を除く作業を行う事業所は中分類 25—化學工業に分類される。製煉，精錬を行わず金屬屑を選別あるいは回収する作業に主として従事する事業所は大分類 G—商業に分類される。

○貴金屬再生業（貴金屬屑から地金を製造するもの）；錫再生業（屑，空罐等から錫を回収して地金を製造するもの）；鉛再生業（屑から地金を製造するもの）；亜鉛再生業（屑から地金を製造するもの）；銅，銅合金再生業

×空罐板再生業（錫，半田の再生を目的としないもの）；金屬屑集貨業。

336

非鐵金屬の壓延伸線及び合金製造業

3361 銅の壓延伸線及び合金製造業

主として銅，真鍮，青銅及びその他の銅合金を壓延，伸線，押し出等によりプレート，薄板，帯板，ロッド，線及び管等の第一次製造に従事する事業所をいう。  
主として第一次銅合金を製造する事業所は，こゝに分類されるが，銅屑やドロスから銅や，その合金を再生する事業所は細分類 3350 に分類される。主として銅線を購入して，それから絶縁線を製造する事業所は中分類 36—電氣機械器具製造業に分類される。

○銅壓延業；銅合金壓延業；銅線製造業（絶縁線以外のもの）；銅合金製造業（再生業以外のもの）；銅管製造業（銅管加工でないもの）；真鍮棒製造業（加工業でないもの）

×銅，銅合金再生業；絶縁線製造業。

3362 アルミニウムの壓延伸線及び合金製造業

主としてアルミニウム及びその合金を壓延伸線及び押し出等によりプレート，薄板，ロッド，線及び管等の第一次製品を製造する事業所をいう。主として第一次アルミニウム合金を製造する事業所はこゝに分類されるが，アルミ屑やドロスからアルミニウムあるいはその合金を再生する事業所は細分類 3351 に分類される。

○アルミニウム壓延業；アルミニウム合金壓延業；アルミ線製造業；アルミニウム管製造業；アルミ合金製造業（再生でないもの）

中分類33—第一次金屬製造業

×アルミ合金再生業。

- 3369 他に分類されない非鐵金屬の壓延伸線及び合金製造業  
銅及びアルミニウム及びその合金以外の非鐵金屬の壓延伸線及び合金製造に主として従事する事業所をいう。その製品は薄板、帯板、バー、ロッド、線及び管等の第一次製品である。  
○貴金屬壓延伸線業； 貴金屬合金製造業（再生業でないもの）； 鉛壓延伸線業； 鉛管製造業。
- 337 非鐵金屬鑄物製造業
- 3371 ダイキャストを除いた非鐵金屬鑄物製造業  
主として非鐵金屬鑄物製造に従事する事業所をいう。  
○アルミニウム、アルミ合金鑄物製造業（ダイキャスト以外のもの）； 銅、銅合金鑄物製造業（ダイキャスト以外のもの）； 非鐵金屬鑄物製造業（ダイキャスト以外のもの）。
- 3372 非鐵金屬ダイキャスト鑄物製造業  
主として非鐵金屬ダイキャスト鑄物製造に従事する事業所をいう。  
○アルミニウムダイキャスト鑄物製造業； 銅合金ダイキャスト鑄物製造業； ダイキャスト鑄物製造業（非鐵金屬のもの）。
- 338 その他の非鐵金屬第一次製造業
- 3381 非鐵金屬鍛造業  
主として非鐵金屬の鍛造に従事する事業所をいう。  
○鍛造業（非鐵金屬のもの）。
- 3389 他に分類されない非鐵金屬第一次製品製造業  
主として他に分類されない鐵及び非鐵金屬の焼入れ、なまし、金屬粉末の製造に従事する事業所をいう。  
○金屬粉末製造業（粉末冶金を除く）； 金屬焼入れ業（非鐵金屬のもの）； 金屬焼戻業（非鐵金屬のもの）